

パリ大学における托鉢修道会問題：ドミニコ会の大学進出を中心に

大嶋， 誠

<https://doi.org/10.15017/2232307>

出版情報：史淵. 116, pp.143-174, 1979-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



パリ大学における托鉢修道会問題

——ドミニコ会の大学進出を中心に——

大 嶋 誠

はじめに

本稿は、一二五〇年代のパリ大学をゆるがせた在俗教師 *maîtres séculiers* と托鉢修道会 *Ordres Mendicants*（ここではドミニコ会およびフランシスコ会）との対立事件に関して、これに先行する時期における両者の諸関係を考察せんとするものである。

上述の対立事件は、一二五二年二月に発せられた神学部規約によって顕在化し、一二五三年の事件を契機として、激しい抗争状態へと入った。それ以降の両者の対立は、第一には、托鉢修道会士が、「大学」側の主張する、教師共同体 *universitas magistrorum* の構成員は、「大学」の法と決定に従わねばならず、さもなくば、構成員たり得ないという原理を顧慮しなかったという点に存した。そして、第二には、托鉢修道会の存在と、その活動形態の当否をめぐっての対立であり、ギヨーム・ド・サン・タムール *Guillaume de Saint-Amour* らの在俗教師と、ボナヴェントゥーラ、トマス・アクィナスらの托鉢修道会士との間で論議が展開された。この論議は、教皇の權威や、さらに教会論にすら係わるものに発展するのである。従来、パリ大学における托鉢修道会問題は、それが内包するこれら二つの側面に沿って研究されてきたと概括することができよう。⁽¹⁾そして、托鉢修道会問題がパリ大学においても諸局面を、総括的に研究した成果が近年公刊された。⁽²⁾しかしながら、托鉢修道会——ここではドミニコ会であるが——のバ

リ進出（一二二七年）から、在俗教師との対立が顕在化する一二五二年までの期間は、それがその後の事件の原因と意味とを理解する上で、軽視されるべきでないにもかかわらず、これまで、十分に研究されているとはいえない。⁽³⁾

パリ大学における托鉢修道会問題に先んじて存在した問題の所在は、一つには、修道会に所属する神学教師の増加とそれに対する在俗教師の危機感であり、二つには、神学教師であったドミニコ会士、フランシスコ会士が、真の大学構成員とは言い難い存在であったことである。

一二五二年の神学部規約は、修道士である神学校師の増加を規制することを目的としていた。それは、パリに *collegium* を持たない修道会の修道会士は、神学教師団 *consortium* への加入が認められないとの規定、修道会の各 *collegium* は、一人の神学講座担当者をもつことで満足すべきであるとの規定に表わされている。在俗教師がこの処置をとった背景は、一二五四年二月、パリ大学が発したいわゆる「マニフェスト」においてはっきりと語られている。⁽⁴⁾ 在俗教師の言によれば、当時パリにあった神学講座のうち、司教座聖堂付参事会が三講座を占め、ドミニコ会、フランシスコ会、シトー会、聖三位一体会、ヴァル・デ・ゼコリエ会、プレモントレ会が九講座を占めており、在俗教師には三講座が残されていたにすぎない。上記の参事会、修道会のもつ講座が彼らのものとなる可能性は絶無である。さらに、それらの修道会が二講座づつ獲得するようになれば、在俗教師の占めるポストは失なわれ、彼らは、学生を持つことも、講義をする場を持つこともできなくなるであろう。

一二五四年には、パリの神学講座数は一二であり、司教座聖堂付参事会、修道会、在俗教師の講座所持数は、三、三、六である。とくに修道会に関しては、ドミニコ会が二講座、フランシスコ会が一講座を所持していたにすぎず、「マニフェスト」の記述が、講座分配について実状を告げているとは言えない。⁽⁵⁾ しかしながら、偽りの数字を表明せねばならなかったという事実は、逆に、在俗教師が、修道会系の神学教師の増加に対して抱いていた危機感のあらわれと理解されよう。

一二五三年の事件は、修道会に属する神学教師の本質を端的に表わした。一二五三年の四旬節のある日、学生が暴行の被害者となった。これに対して、「大学」の教師は、ロベール・ド・クールソン Robert de Courçon の規約によって彼らに与えられた権利として、講義停止を決定した。⁽²⁾しかし、ドミニコ会、フランシスコ会に所属する三人の神学教師は、その決定に従うことを拒否したのである。

ここにおいて、彼らと在俗教師との異質性は歴然としている。何故ならば、在俗教師の目からみれば、「大学」の決定に服さない「大学」の構成員はあり得るはずがなく、托鉢修道会士の行動は、「大学」の団結を崩す以外のなものでもなかった。托鉢修道会士が「大学」において、これに類する行動をとったのは、これが最初ではない。一二二九年から一二三一年にかけての講義停止、逃散のさいのドミニコ会士の態度、また、一二五二年の、ドミニコ会士、フランシスコ会士の神学部規約に対する宣誓拒否等⁽³⁾がそれである。

我々は、托鉢修道会士のパリ大学における地位の変則性は、彼らが「大学」以外の別組織に属していたことに起因すると考えたい。彼らの所属する修道会は、当該修道会の目的に沿って形成され、運営される固有の教育組織をもっていた。彼らは、当該修道会の教師団の一員でもあったのである。

パリ大学と托鉢修道会の対立事件において、後者の側で考察の対象となるのは、ドミニコ会とフランシスコ会である。両修道会のうち、パリ大学と早くから接触をもち、修道会の教育組織の必要性を認め、その整備につとめたのも、大学との対立事件で、主導的役割を演じたのもドミニコ会であり、在俗教師の矛先が主としてむけられたのも同修道会に対してであった。⁽⁴⁾従って、本稿の対象となる托鉢修道会も、主として、ドミニコ会に限ることとしたい。

【註】

(1) 托鉢修道会問題を、大学の組織との係わりにおいて考察した研究は、H. RASHDALL, *The Universities of Europe in the Middle Ages*, new ed. by F. M. POWICKE and A. B. EMDEN, Vol. I, Oxford, 1936, [以下巻数は記

パリ大学における托鉢修道会問題(大嶋)

「chapier V」の表紙には、その後の大学が家と家との間に維持された。托鉢修道会問題の「chapier V」の表紙には、Y. M.-J. CONGAR, Aspects ecclésiologiques de la querelle entre Mendicants et Séculiers dans la seconde moitié du XIII^e siècle et le début du XIV^e siècle, dans *Archives d'Histoire doctrinale et littéraire du Moyen Age*, t. XXVIII (1962), p. 35-151; D. DOUIE, *The conflict between the Seculars and the Mendicants at the University of Paris in the 13th century*, London, 1954; P. MCKEON, The Status of the University of Paris as Parents scientiarum, an episode in the development of its autonomy, in *Speculum*, XXXIX (1964), p. 651-675; C. SADET, *La querelle de l'Université de Paris et les Ordres mendiants*, Bourges, 1910; A. van den WYNGAERT, Querelle du clergé séculier et des Ordres mendiants à l'Université de Paris au XIII^e siècle, dans *France franciscaine*, t. VIII (1922), p. 267-281, p. 369-396. 44-45-46-47-48-49-50-51-52-53-54-55-56-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71-72-73-74-75-76-77-78-79-80-81-82-83-84-85-86-87-88-89-90-91-92-93-94-95-96-97-98-99-100-101-102-103-104-105-106-107-108-109-110-111-112-113-114-115-116-117-118-119-120-121-122-123-124-125-126-127-128-129-130-131-132-133-134-135-136-137-138-139-140-141-142-143-144-145-146-147-148-149-150-151-152-153-154-155-156-157-158-159-160-161-162-163-164-165-166-167-168-169-170-171-172-173-174-175-176-177-178-179-180-181-182-183-184-185-186-187-188-189-190-191-192-193-194-195-196-197-198-199-200-201-202-203-204-205-206-207-208-209-210-211-212-213-214-215-216-217-218-219-220-221-222-223-224-225-226-227-228-229-230-231-232-233-234-235-236-237-238-239-240-241-242-243-244-245-246-247-248-249-250-251-252-253-254-255-256-257-258-259-260-261-262-263-264-265-266-267-268-269-270-271-272-273-274-275-276-277-278-279-280-281-282-283-284-285-286-287-288-289-290-291-292-293-294-295-296-297-298-299-300-301-302-303-304-305-306-307-308-309-310-311-312-313-314-315-316-317-318-319-320-321-322-323-324-325-326-327-328-329-330-331-332-333-334-335-336-337-338-339-340-341-342-343-344-345-346-347-348-349-350-351-352-353-354-355-356-357-358-359-360-361-362-363-364-365-366-367-368-369-370-371-372-373-374-375-376-377-378-379-380-381-382-383-384-385-386-387-388-389-390-391-392-393-394-395-396-397-398-399-400-401-402-403-404-405-406-407-408-409-410-411-412-413-414-415-416-417-418-419-420-421-422-423-424-425-426-427-428-429-430-431-432-433-434-435-436-437-438-439-440-441-442-443-444-445-446-447-448-449-450-451-452-453-454-455-456-457-458-459-460-461-462-463-464-465-466-467-468-469-470-471-472-473-474-475-476-477-478-479-480-481-482-483-484-485-486-487-488-489-490-491-492-493-494-495-496-497-498-499-500-501-502-503-504-505-506-507-508-509-510-511-512-513-514-515-516-517-518-519-520-521-522-523-524-525-526-527-528-529-530-531-532-533-534-535-536-537-538-539-540-541-542-543-544-545-546-547-548-549-550-551-552-553-554-555-556-557-558-559-560-561-562-563-564-565-566-567-568-569-570-571-572-573-574-575-576-577-578-579-580-581-582-583-584-585-586-587-588-589-590-591-592-593-594-595-596-597-598-599-600-601-602-603-604-605-606-607-608-609-610-611-612-613-614-615-616-617-618-619-620-621-622-623-624-625-626-627-628-629-630-631-632-633-634-635-636-637-638-639-640-641-642-643-644-645-646-647-648-649-650-651-652-653-654-655-656-657-658-659-660-661-662-663-664-665-666-667-668-669-670-671-672-673-674-675-676-677-678-679-680-681-682-683-684-685-686-687-688-689-690-691-692-693-694-695-696-697-698-699-700-701-702-703-704-705-706-707-708-709-710-711-712-713-714-715-716-717-718-719-720-721-722-723-724-725-726-727-728-729-730-731-732-733-734-735-736-737-738-739-740-741-742-743-744-745-746-747-748-749-750-751-752-753-754-755-756-757-758-759-760-761-762-763-764-765-766-767-768-769-770-771-772-773-774-775-776-777-778-779-780-781-782-783-784-785-786-787-788-789-790-791-792-793-794-795-796-797-798-799-800-801-802-803-804-805-806-807-808-809-810-811-812-813-814-815-816-817-818-819-820-821-822-823-824-825-826-827-828-829-830-831-832-833-834-835-836-837-838-839-840-841-842-843-844-845-846-847-848-849-850-851-852-853-854-855-856-857-858-859-860-861-862-863-864-865-866-867-868-869-870-871-872-873-874-875-876-877-878-879-880-881-882-883-884-885-886-887-888-889-890-891-892-893-894-895-896-897-898-899-900-901-902-903-904-905-906-907-908-909-910-911-912-913-914-915-916-917-918-919-920-921-922-923-924-925-926-927-928-929-930-931-932-933-934-935-936-937-938-939-940-941-942-943-944-945-946-947-948-949-950-951-952-953-954-955-956-957-958-959-960-961-962-963-964-965-966-967-968-969-970-971-972-973-974-975-976-977-978-979-980-981-982-983-984-985-986-987-988-989-990-991-992-993-994-995-996-997-998-999-1000-1001-1002-1003-1004-1005-1006-1007-1008-1009-1010-1011-1012-1013-1014-1015-1016-1017-1018-1019-1020-1021-1022-1023-1024-1025-1026-1027-1028-1029-1030-1031-1032-1033-1034-1035-1036-1037-1038-1039-1040-1041-1042-1043-1044-1045-1046-1047-1048-1049-1050-1051-1052-1053-1054-1055-1056-1057-1058-1059-1060-1061-1062-1063-1064-1065-1066-1067-1068-1069-1070-1071-1072-1073-1074-1075-1076-1077-1078-1079-1080-1081-1082-1083-1084-1085-1086-1087-1088-1089-1090-1091-1092-1093-1094-1095-1096-1097-1098-1099-1100-1101-1102-1103-1104-1105-1106-1107-1108-1109-1110-1111-1112-1113-1114-1115-1116-1117-1118-1119-1120-1121-1122-1123-1124-1125-1126-1127-1128-1129-1130-1131-1132-1133-1134-1135-1136-1137-1138-1139-1140-1141-1142-1143-1144-1145-1146-1147-1148-1149-1150-1151-1152-1153-1154-1155-1156-1157-1158-1159-1160-1161-1162-1163-1164-1165-1166-1167-1168-1169-1170-1171-1172-1173-1174-1175-1176-1177-1178-1179-1180-1181-1182-1183-1184-1185-1186-1187-1188-1189-1190-1191-1192-1193-1194-1195-1196-1197-1198-1199-1200-1201-1202-1203-1204-1205-1206-1207-1208-1209-1210-1211-1212-1213-1214-1215-1216-1217-1218-1219-1220-1221-1222-1223-1224-1225-1226-1227-1228-1229-1230-1231-1232-1233-1234-1235-1236-1237-1238-1239-1240-1241-1242-1243-1244-1245-1246-1247-1248-1249-1250-1251-1252-1253-1254-1255-1256-1257-1258-1259-1260-1261-1262-1263-1264-1265-1266-1267-1268-1269-1270-1271-1272-1273-1274-1275-1276-1277-1278-1279-1280-1281-1282-1283-1284-1285-1286-1287-1288-1289-1290-1291-1292-1293-1294-1295-1296-1297-1298-1299-1300-1301-1302-1303-1304-1305-1306-1307-1308-1309-1310-1311-1312-1313-1314-1315-1316-1317-1318-1319-1320-1321-1322-1323-1324-1325-1326-1327-1328-1329-1330-1331-1332-1333-1334-1335-1336-1337-1338-1339-1340-1341-1342-1343-1344-1345-1346-1347-1348-1349-1350-1351-1352-1353-1354-1355-1356-1357-1358-1359-1360-1361-1362-1363-1364-1365-1366-1367-1368-1369-1370-1371-1372-1373-1374-1375-1376-1377-1378-1379-1380-1381-1382-1383-1384-1385-1386-1387-1388-1389-1390-1391-1392-1393-1394-1395-1396-1397-1398-1399-1400-1401-1402-1403-1404-1405-1406-1407-1408-1409-1410-1411-1412-1413-1414-1415-1416-1417-1418-1419-1420-1421-1422-1423-1424-1425-1426-1427-1428-1429-1430-1431-1432-1433-1434-1435-1436-1437-1438-1439-1440-1441-1442-1443-1444-1445-1446-1447-1448-1449-1450-1451-1452-1453-1454-1455-1456-1457-1458-1459-1460-1461-1462-1463-1464-1465-1466-1467-1468-1469-1470-1471-1472-1473-1474-1475-1476-1477-1478-1479-1480-1481-1482-1483-1484-1485-1486-1487-1488-1489-1490-1491-1492-1493-1494-1495-1496-1497-1498-1499-1500-1501-1502-1503-1504-1505-1506-1507-1508-1509-1510-1511-1512-1513-1514-1515-1516-1517-1518-1519-1520-1521-1522-1523-1524-1525-1526-1527-1528-1529-1530-1531-1532-1533-1534-1535-1536-1537-1538-1539-1540-1541-1542-1543-1544-1545-1546-1547-1548-1549-1550-1551-1552-1553-1554-1555-1556-1557-1558-1559-1560-1561-1562-1563-1564-1565-1566-1567-1568-1569-1570-1571-1572-1573-1574-1575-1576-1577-1578-1579-1580-1581-1582-1583-1584-1585-1586-1587-1588-1589-1590-1591-1592-1593-1594-1595-1596-1597-1598-1599-1600-1601-1602-1603-1604-1605-1606-1607-1608-1609-1610-1611-1612-1613-1614-1615-1616-1617-1618-1619-1620-1621-1622-1623-1624-1625-1626-1627-1628-1629-1630-1631-1632-1633-1634-1635-1636-1637-1638-1639-1640-1641-1642-1643-1644-1645-1646-1647-1648-1649-1650-1651-1652-1653-1654-1655-1656-1657-1658-1659-1660-1661-1662-1663-1664-1665-1666-1667-1668-1669-1670-1671-1672-1673-1674-1675-1676-1677-1678-1679-1680-1681-1682-1683-1684-1685-1686-1687-1688-1689-1690-1691-1692-1693-1694-1695-1696-1697-1698-1699-1700-1701-1702-1703-1704-1705-1706-1707-1708-1709-1710-1711-1712-1713-1714-1715-1716-1717-1718-1719-1720-1721-1722-1723-1724-1725-1726-1727-1728-1729-1730-1731-1732-1733-1734-1735-1736-1737-1738-1739-1740-1741-1742-1743-1744-1745-1746-1747-1748-1749-1750-1751-1752-1753-1754-1755-1756-1757-1758-1759-1760-1761-1762-1763-1764-1765-1766-1767-1768-1769-1770-1771-1772-1773-1774-1775-1776-1777-1778-1779-1780-1781-1782-1783-1784-1785-1786-1787-1788-1789-1790-1791-1792-1793-1794-1795-1796-1797-1798-1799-1800-1801-1802-1803-1804-1805-1806-1807-1808-1809-1810-1811-1812-1813-1814-1815-1816-1817-1818-1819-1820-1821-1822-1823-1824-1825-1826-1827-1828-1829-1830-1831-1832-1833-1834-1835-1836-1837-1838-1839-1840-1841-1842-1843-1844-1845-1846-1847-1848-1849-1850-1851-1852-1853-1854-1855-1856-1857-1858-1859-1860-1861-1862-1863-1864-1865-1866-1867-1868-1869-1870-1871-1872-1873-1874-1875-1876-1877-1878-1879-1880-1881-1882-1883-1884-1885-1886-1887-1888-1889-1890-1891-1892-1893-1894-1895-1896-1897-1898-1899-1900-1901-1902-1903-1904-1905-1906-1907-1908-1909-1910-1911-1912-1913-1914-1915-1916-1917-1918-1919-1920-1921-1922-1923-1924-1925-1926-1927-1928-1929-1930-1931-1932-1933-1934-1935-1936-1937-1938-1939-1940-1941-1942-1943-1944-1945-1946-1947-1948-1949-1950-1951-1952-1953-1954-1955-1956-1957-1958-1959-1960-1961-1962-1963-1964-1965-1966-1967-1968-1969-1970-1971-1972-1973-1974-1975-1976-1977-1978-1979-1980-1981-1982-1983-1984-1985-1986-1987-1988-1989-1990-1991-1992-1993-1994-1995-1996-1997-1998-1999-2000-2001-2002-2003-2004-2005-2006-2007-2008-2009-2010-2011-2012-2013-2014-2015-2016-2017-2018-2019-2020-2021-2022-2023-2024-2025-2026-2027-2028-2029-2030-2031-2032-2033-2034-2035-2036-2037-2038-2039-2040-2041-2042-2043-2044-2045-2046-2047-2048-2049-2050-2051-2052-2053-2054-2055-2056-2057-2058-2059-2060-2061-2062-2063-2064-2065-2066-2067-2068-2069-2070-2071-2072-2073-2074-2075-2076-2077-2078-2079-2080-2081-2082-2083-2084-2085-2086-2087-2088-2089-2090-2091-2092-2093-2094-2095-2096-2097-2098-2099-2100-2101-2102-2103-2104-2105-2106-2107-2108-2109-2110-2111-2112-2113-2114-2115-2116-2117-2118-2119-2120-2121-2122-2123-2124-2125-2126-2127-2128-2129-2130-2131-2132-2133-2134-2135-2136-2137-2138-2139-2140-2141-2142-2143-2144-2145-2146-2147-2148-2149-2150-2151-2152-2153-2154-2155-2156-2157-2158-2159-2160-2161-2162-2163-2164-2165-2166-2167-2168-2169-2170-2171-2172-2173-2174-2175-2176-2177-2178-2179-2180-2181-2182-2183-2184-2185-2186-2187-2188-2189-2190-2191-2192-2193-2194-2195-2196-2197-2198-2199-2200-2201-2202-2203-2204-2205-2206-2207-2208-2209-2210-2211-2212-2213-2214-2215-2216-2217-2218-2219-2220-2221-2222-2223-2224-2225-2226-2227-2228-2229-2230-2231-2232-2233-2234-2235-2236-2237-2238-2239-2240-2241-2242-2243-2244-2245-2246-2247-2248-2249-2250-2251-2252-2253-2254-2255-2256-2257-2258-2259-2260-2261-2262-2263-2264-2265-2266-2267-2268-2269-2270-2271-2272-2273-2274-2275-2276-2277-2278-2279-2280-2281-2282-2283-2284-2285-2286-2287-2288-2289-2290-2291-2292-2293-2294-2295-2296-2297-2298-2299-2300-2301-2302-2303-2304-2305-2306-2307-2308-2309-2310-2311-2312-2313-2314-2315-2316-2317-2318-2319-2320-2321-2322-2323-2324-2325-2326-2327-2328-2329-2330-2331-2332-2333-2334-2335-2336-2337-2338-2339-2340-2341-2342-2343-2344-2345-2346-2347-2348-2349-2350-2351-2352-2353-2354-2355-2356-2357-2358-2359-2360-2361-2362-2363-2364-2365-2366-2367-2368-2369-2370-2371-2372-2373-2374-2375-2376-2377-2378-2379-2380-2381-2382-2383-2384-2385-2386-2387-2388-2389-2390-2391-2392-2393-2394-2395-2396-2397-2398-2399-2400-2401-2402-2403-2404-2405-2406-2407-2408-2409-2410-2411-2412-2413-2414-2415-2416-2417-2418-2419-2420-2421-2422-2423-2424-2425-2426-2427-2428-2429-2430-2431-2432-2433-2434-2435-2436-2437-2438-2439-2440-2441-2442-2443-2444-2445-2446-2447-2448-2449-2450-2451-2452-2453-2454-2455-2456-2457-2458-2459-2460-2461-2462-2463-2464-2465-2466-2467-2468-2469-2470-2471-2472-2473-2474-2475-2476-2477-2478-2479-2480-2481-2482-2483-2484-2485-2486-2487-2488-2489-2490-2491-2492-2493-2494-2495-2496-2497-2498-2499-2500-2501-2502-2503-2504-2505-2506-2507-2508-2509-2510-2511-2512-2513-2514-2515-2516-2517-2518-2519-2520-2521-2522-2523-2524-2525-2526-2527-2528-2529-2530-2531-2532-2533-2534-2535-2536-2537-2538-2539-2540-2541-2542-2543-2544-2545-2546-2547-2548-2549-2550-2551-2552-2553-2554-2555-2556-2557-2558-2559-2560-2561-2562-2563-2564-2565-2566-2567-2568-2569-2570-2571-2572-2573-2574-2575-2576-2577-2578-2579-2580-2581-2582-2583-2584-2585-2586-2587-2588-2589-2590-2591-2592-2593-2594-2595-2596-2597-2598-2599-2600-2601-2602-2603-2604-2605-2606-2607-2608-2609-2610-2611-2612-2613-2614-2615-2616-2617-2618-2619-2620-2621-2622-2623-2624-2625-2626-2627-26

Religions, t. CCXII (1935), p. 242-272.; M. PERROD, *Etude sur la vie et les oeuvres de Guillaume de Saint-Amour*, Lons-le-Saunier, 1902. 以下の研究が有名。

- (c) P. MANDONNET, De l'incorporation des Dominicains dans l'ancienne Université de Paris 1229-1231, dans *Revue thomiste*, vol. IV (1896), p. 133-170.; E. BERNARD, *Les Dominicains dans l'Université de Paris ou Le Grand Couvent de la Rue Saint-Jacques*, Paris, 1883.; R. DELEGUE, *L'Université de Paris de 1224-1244*, Paris, 1902. 本稿の対象となる時期を扱っている。フランス P. MANDONNET の研究は、ロ M. PERROD, Maître Guillaume de Saint-Amour. L'Université de Paris et les Ordres Mendicants au XIII^e siècle, dans *Science sociale*, t. XIX (1895) ——筆者未見——に反論して、ドミニコ会の大学進出、神学講座取得の正当性を主張し、ドミニコ会のパリ大学進出を教皇の文教政策の一環として理解するもので、その見解には傾聴すべき点が多いが、両者の対立・抗争が如何にして惹起されたかという点は著者の関心の外にある。ヘルナル E. BERNARD の研究は、一二二七年からドミニコ会第二代総長ヨルダヌス・デ・サクソニア Jordanus de Saxonia の死(一二三七年)までの聖ジャンク修道院の歴史を、彼の活動に沿って叙述しており、大学との関連については、初期ドミニコ会士のかに占める大学出身者の動静を理解する上でのみ有益である。テレーグ R. DELEGUE の著作は、書名に付された年代に関して、パリ大学の歴史を概説的に扱っており、対象とする領域も拡散している。修道会とパリ大学の章も設けられているが、依拠した史料は不十分であり、その視点においても托鉢修道会問題前史を研究する大きな手助けとはならぬ。

- (4) *Chartularium Universitatis Parisiensis*, éd. par H. DENIFLE et E. CHATELAIN, t. I, Paris 1889 (réimprimée, Bruxelles, 1964.) [以下 C.U.P. と略記] 巻数に記されている。no. 200, p. 226. ideo doctores Parisienses actualiter in theologia regentes ordinauerunt, ut de cetero religiosus aliquis non habens collegium et cui est a jure publice docere prohibitum, ad eorum societatem nullatenus admittatur....: ideo predicti magistri ordinauerunt, ut singula religiosorum collegia singulis magistris actu regentibus et unica scola de cetero sint contenta. 以下 scola や「講座」と訳した。scola 以下「一人の magister regens が複数の baccalarii の補佐をいけ、彼の下にある学生を指導する「学校」である(本稿以下の記述におくてもこの義で「講座」を用いる)。付言すれば、十三世紀の大学は、scola の連合体とする見解が近年、一般的である。森洋、「パリ大学形成期の Facultas (一二〇〇—一二五〇)」、『史淵』、一一五輯、一三三—一三四頁参照。

パリ大学における托鉢修道会問題(大嶋)

- (5) C. U. P., no. 230, p. 253-254.
- (6) Cf. P. GLORIEUX, *Répertoire des maîtres en théologie de Paris au XIII^e siècle* 2 t., Paris, 1933-34. [以下において本書を引用する場合 M. T. と略記] 各神学教師に付せられた一連番号のみを記す。
- (7) C.U.P., no. 20, p. 79.
- (8) *Ibid.*, no. 273, p. 310.
- (9) 一二五三年、フランシスコ会の総長ジャン・ド・ペルム Jean de Parme が、大学と和解している (SALIMBENE, *Chronica* : Quod frater Johannes de Parma satisfecit universitati Parisiensium magistrorum atque scholarium et sedavit litigium M. G. H., SS., t. XXXII, p. 299)。⁽¹⁰⁾ ヴァネー・ペリヌの『大年代記』には、パリ大学とユニウシコ会の間の紛争と記載されている (*Ex Mathei Parisiensis Cronica majoribus* : M. G. H., SS., t. XXVIII, p. 336)。⁽¹¹⁾ magna inter universitatem Parisiensem scoliarum et fratres Predicatores, M. G. H., SS., t. XXVIII, p. 336)。⁽¹²⁾ また、一二五四年の「ユニフェスト」でも、その前半部でユニウシコ会のみを対象としている (C. U. P., no. 230, p. 251)。

Ⅰ、ドミニコ会の大学進出

(一) ドミニコ会と学問活動

一二一七年九月、マティユー・ド・フランス Mathieu de France ら七名のドミニコ会士がパリに到着し、司教館近くの家屋を居と定めた。⁽¹³⁾ このドミニコ会のパリ進出は、同修道会が、トゥールーズ周辺に限定されていた行動範囲を打ち破る第一歩であった。パリがドミニコ会の拡大の最初の目的地として選ばれたのは、一方では、パリが当時の西欧における学問、教育活動の中心地、とりわけ神学の中心地であり、他方においては、ドミニコ会が神学の知識の獲得を不可欠とする修道会だったからである。

学問活動をきわめて重要視したことは、ドミニコ会の特徴の一つである。⁽¹⁴⁾ 学問の重要性は会の創立者によって認識

されていた。聖ドミニコは、カタリ派がひろまった地域における活動の個人的体験から、異端者を改宗させるために、神学、聖書の訓練をうけた説教者の必要を感じていた。⁽¹²⁾「初期会憲」*Primae Constitutiones* が「ドミニコ会の設立目的は説教 *praedicatio* と魂の救済にあると明言していることから理解されるごとく、説教はドミニコ会の活動の根幹をなす部分であった。言葉をもつてする正統教義の教宣活動は、当然、*scientia* を前提とする。それは、学問に立脚するものでなくてはならない。⁽¹³⁾さらに、都市を活動の場としたドミニコ会は、概して教養のある都市の住人を教導するために、確たる神学知識をもつことが必要であった。⁽¹⁴⁾フンベルトゥス・デ・ロマニス *Humbertus de Romanis* が述べているように、学問活動は修道会の目的そのものではないが、それなしには修道会の目的は達成され得なかったのである。⁽¹⁵⁾

従って、ドミニコ会にあっては、学問活動はその草創期から修道会の法 *Constitutiones* において制度化され、修道生活に組み込まれたのである。「初期会憲」のなかで、直接、間接に学問活動に言及した規定は、プロローグでのそれをのぞいて一六章にわたって見出される。⁽¹⁶⁾それらの分析を通じて、ドミニコ会の修道生活においては、学問活動に対して大幅の便宜が図られており、場合によっては、それが伝統的な修道生活のいくつかの要素より上位に置かれていることを指摘できる。⁽¹⁷⁾学問活動が免除 *dispensatio* の対象となつてゐること (Prologus, Dist. II 29)、「集会 *capitulum* の開催、聖務日課の実施が学問活動の妨げとならぬよう定められていること (Dist. I 1, 4) 等がそれである。また、修道士の勉学には、物質的便宜も与えられた (Dist. II 29)。その一方、学問活動は「ドミニコ会士の義務 *observantia* と見なされた。⁽¹⁸⁾このことは、修道士の勉学状況が *visitor* の監督事項に含まれていたこと (Dist. II 18)」、修練士は絶えず勉学するよう要求され、書物の重要性を教育されたこと (Dist. I 13, 21)、「学問活動に対する妨害が、罪責 *culpa* の対象となつたこと (Dist. I 21)」、などから理解されよう。

（二）ドミニコ会のパリ進出と大学

学問活動を修道会の本質的な要件とするドミニコ会のパリ進出はパリ大学と如何なる関係をもったのであろうか。それは、以下の三点に集約できよう。

（1）聖ジャック修道院設立

一二一七年パリに到着したドミニコ会士はシテ島に居を構えたが、翌年八月、彼らはセーヌ左岸へと移った。パリの神学教師で、サン・カンタン Saint-Quentin の decanus でもあったジャン・ド・バラストル Jean de Barastre が、サン・ジャック門の近くに所有していた巡礼者の宿舍を彼らに提供したからである。一二二二年五月三十一日、彼はその宿舍ならびに敷地にもついていた諸権利を彼らに譲渡し、聖ジャック修道院の創立者としての榮譽に浴することになった。⁽²¹⁾そして同年、パリ大学 universitas magistrorum et scholarium は、その敷地に有していた諸権利をドミニコ会に譲渡し、大学の物故教師は修道院に埋葬される権利を得た。⁽²²⁾このように、ドミニコ会のパリにおける拠点⁽²³⁾は、大学と神学教師ジャン・ド・バラストルの示した好意によって築かれたのである。

（2）ドミニコ会士と勉学

パリに派遣されたドミニコ会士の主要目的は、勉学することであつた。⁽²³⁾彼らは、パリ大学の神学教師の講義 lectio、討論 disputatio に列することを望んでいたであらう。しかしながら、彼らは、修道士が修道院外で学ぶことを禁じた一二一三年のパリ地方教会会議の決定のために、「大学」の教師の教えをつけることはできなかったと考えられる。こうした状況の下でドミニコ会士に勉学させようとすれば、その解決策の一つは、学識ある会士が同輩に教えることにある。しかし、最良の解決策は、「大学」の神学教師が修道院に赴いて指導にあたることであつた。ここでもまた我々はジャン・ド・バラストルの名を見出すことになる。一二一四年以前からパリの神学講座の一つを担当していた

彼は、ホノリウス三世の要請によって、ドミニコ会士の指導にあたつた。⁽²⁵⁾そして、彼が講座を去つたのちは、彼の後継者ジャン・ド・サン・ジル Jean de Saint-Gilles が引続き聖ジャック修道院で神学を教授した。⁽²⁶⁾彼らがそこで教鞭をとつたという事実は、たんにドミニコ会士に神学を学ぶ機会を与えたというだけではなかった。上述の教師は「大学」の一員であり、その結果、聖ジャック修道院は大学の教場の一つとみられるようになったのである。さらに、このことによって、聖ジャック修道院は、ドミニコ会内において特別な地位を得ることになった。すなわち、これ以降、同修道院は、各地のドミニコ会士が集まり、パリでの神学研究成果を習得し、各地にそれを持ち帰り、広める機関として機能するようになったのである。⁽²⁷⁾

(3) 大学人のドミニコ会入会

ドミニコ会がパリに進出したことによって、大学との間に生じた結果の一つは、ここでのドミニコ会入会者のなかで大学人が多数を占めたという事実である。このことは当該修道会の性格の当然の帰結であり、また同会の発展を約束することでもあった。

聖ジャック修道院の状態に関する最初の記述は一二一九年に見出される。聖ドミニコは、同年スペインからローマへの途上、パリに立ち寄つたが、そのときに修道士は三〇名を数えた。⁽²⁸⁾聖ドミニコの死後、一二二四年から三十七年までドミニコ会総長の座にあつたヨルダヌス・デ・サクソニアは、修道士を募るべくパリをはじめ、ポローニヤ、パドヴァなどで精力的に活動し、多数のドミニコ会士を獲得した。⁽²⁹⁾一二二四年ディアンヌ・ド・ポローニエ Diane de Bologne に宛てた書簡のなかで、彼はパリにおける修道士入会の成果について述べている。彼のいうところでは、聖ジャック修道院は、降誕祭から復活祭までに四〇人の修練士を受け入れたが、そのうちの多くはかつて教師であり、その他の者も十分な学識をもっていたのである。⁽³⁰⁾ディアンヌ宛の一二二六年の書簡では、四週間以内に二一名の入会者があり、うち六名は自由科教師であると書いている。⁽³¹⁾

ドミニコ会の初期のメンバーで、パリ大学に関係をもつものとして、次のような人物を挙げることができる。ローマでドミニコ会に入会し、聖ドミニコの信頼をあつめたレジナル Réginald⁽³²⁾ はパリの法学教師であつたし、ヨルダヌス・デ・サクソニアは、パリの神学の baccalarius であつた。⁽³³⁾ そのほかに、我々は、アンリ・ド・コロニーヌ Henri de Cologne⁽³⁴⁾ ユーエル・ド・ランヌス Pierre de Reims⁽³⁵⁾ キョーム・ド・モンフェラ Guillaume de Monterrat⁽³⁶⁾ シル・ド・ボルチュガル Gilles de Portugal⁽³⁷⁾ ゲリック・ド・サン・カンタン Guéric de Saint-Quentin⁽³⁸⁾ ローラン・ド・フジエール Laurent de Fougère, フンベルトゥス・デ・ロマニス、ユーグ・ド・サン・シェール Hugues de Saint-Cher⁽³⁹⁾ などの名を見い出すのである。パリの初期のドミニコ会士は、そのほとんどが、大学ですでに教育を受けた人物であつたというベルナルルの見解は、蓋然性をもっている。

(三) ドミニコ会の大学進出

これまで述べてきたことから、ドミニコ会のパリにおける初期の歴史が、パリ大学との係りにおいて展開されたことを理解するのであるが、そこには、両者の一二五〇年代の対立関係を予知させるものはなかった。

一二二九年以降、ドミニコ会とパリ大学の関係は、新たな局面を迎えることとなった。この年、ドミニコ会士ロラン・ド・クレモヌ Roland de Crémone が神学の教授免許を与えられ、パリ神学講座の一つを担当し、彼は自分の師であるジャン・ド・サン・ジルの下で、consortium への加入を認められ、「大学」の一員となって活動することになったのである。⁽³⁵⁾

ロラン・ド・クレモヌの神学教師就任の契機となつたのは、一二二九年春から二年にわたつてつづいた、パリの教師、学生の「逃散」dispercio⁽³⁶⁾であつた。「逃散」が宣せられ、パリを去つた教師、学生は、アンジエ、オルレアン、オックスフォードなどへ移つた。だが、パリに残つた者もいた。聖ジャック修道院ではジャン・ド・サン・ジルが教

鞭をとりつづけており、また、彼の下の *baccalarius* であったロラン・ド・クレモヌやユーク・ド・サン・シエルらも活動していた。そして、聖ジャック修道院の門戸は、教師を失った学生にも開かれたのである。⁽³⁷⁾

司教区内での教育活動の責任者であったパリ司教ギヨーム・ド・ヴェルニュ Guillaume d'Auvergne は、大多数の教師が立ち去ったパリの教育状況——とくに神学のそれ——を修復するため、補填すべき神学教師を聖ジャック修道院のなかに見出した。それがロラン・ド・クレモヌであったが、パリ司教のこの選択のなかには、先述の如く、聖ジャック修道院で教育活動が継続されていたこと、それに関与する人材の学問的水準の高さ、修道会の規律が学問活動の秩序と安定を保証する、といった判断が働いていたのである。⁽³⁸⁾

ロラン・ド・クレモヌが「大学」の一員となった翌年（一二三〇年）、ジャン・ド・サン・ジルがドミニコ会に入会した。⁽³⁹⁾ 神学講座担当者であった彼の入会は、ドミニコ会に第二の講座をもたらしたのである。

一二三一年春、パリ大学が活動を再開したとき、一二の神学講座のうちドミニコ会士が二講座を占めてあり、それ以降、それらの講座はドミニコ会の持ち分となった。

ドミニコ会の講座獲得は、ドミニコ会士がパリ大学の神学研究と教育の一翼をにない、パリにおける公教育機関の一つとして機能することを意味しただけではなかった。⁽⁴⁰⁾ 聖ジャック修道院に学ぶドミニコ会士には、すでにキリスト教世界全体に通用する権威となっていたパリ大学神学部⁽⁴¹⁾の学位を取得する機会が与えられることになったのである。

【註】

(10) *Scriptores Ordinis Predicatorum*, éd. par QUETIF et ECHARD, vol. I, Paris, 1719, [以下 SS. O. P. へ略記]、巻数は記さず) p. 16.

(11) R.P. MORTIER, *Histoire des maîtres généraux de l'Ordre des Frères Prêcheurs*, t. I, Paris, 1903, p. 58-82, 特に p. 60-68.

- (12) W. A. HINNEBUSCH, *The History of the Dominican Order*, vol. II, New York, 1973, p. 4-5.
- (13) Constitutiones antiquae ordinis fratrum predicatorum, éd. par H. DENIFLE, dans *Archiv für Literatur und Kirchengeschichte des Mittelalters*, Bd. I, Berlin, 1885 (reprint edition, Graz, 1956), p. 194 : cum ordo noster specialiter ob predicationem et animarum salutem ab initio noscatur institutus fuisse,..... 我々が入手できる最古の形のドミニコ会の「会憲」Constitutiones のテキストは「十三世紀のオーストリアから十四世紀中葉に転写された「ロネン写本」Manuscript de Rodez」と言われるものである。その総記は「Iste sunt constitutiones prime ordinis fratrum predicatorum, que erant tempore magistri Jordanis beati Dominici immediate successoris,」との「初期会憲」が「ペロローグ」二五章からなる第一節 Prima Distinctio¹ 三五章からなる第二節 Secunda Distinctio による二つ構成されており、「一八八五年」デニフ H. DENIFLE によるテキストの校訂がなされ、刊行された。本稿で用いるテキストはそれである(なお、以下に示さる Prima Distinctio, Secunda Distinctio は夫々 Dist. I, Dist. II. と略記)。デニフが各章に与えた一連番号を付し、さらに必要の場合には、それに章のペラグラフ番号をローマ数字で加えることとする)。「初期会憲」の成立年代は、デニフ以来、史家の研究対象となつてゐる。デニフはそれが一三二八年の総会におもて定められたものだが、ベンツネ、ヴィケーヌ、SCHEEBEN などは各章句にわたつて制定年代を検討し、今日では「ペロローグ」Dist. I 中の第 1-110 号と第 111-130 号の総会と第 131-150 号の総会とを区別する(第 151-160 号は一般記である) (M. H. VICAIRE, *Saint Dominique de Caleruega d'après les documents du XIIIe siècle*, Paris, 1957, p. 113-116. Cf. HINNEBUSCH, *op. cit.*, vol. I, p. 170-171.)。
- (14) J. HOUPLIER, *L'Age classique (1140-1378), Les religieux*, Paris, 1974, p. 23. 4-6 J. M. WEISHEPL, *The Place of Study in the Ideal of St. Dominic*, River Forest, 1960, p. 10.
- (15) HOUPLIER, *op. cit.*, p. 110.
- (16) Humbertus de Romanis, *Expositio super constitutiones Fratrum Praedicatorum*, dans *Opera de vita regulari*, éd. par BERTHIER, Rome, 1888, cité par P. MANDONNET, La crise scolaire au début du XIII^e siècle et la fondation de l'Ordre des Frères Prêcheurs, dans *Revue d'Histoire Ecclésiastique*, t. XV (1914), p. 34 : Studium non est finis Ordinis, sed summe necessarium est ad fines praedicatoris, scilicet ad

praedicationes et animarum salutem operandam, quia sine studio neutrum possemus.

- (17) 手紙の Dist. I, 1, 4, 6, 13, 21, Dist. II 16, 18, 20, 21, 23, 28, 29, 30, 31, 34, 36, 37 の文章に見られる
(18) A. DUVAL, L'Etude dans la législation religieuse de saint Dominique, dans *Mélanges offerts à M-D. CHENU*, Paris, 1967, p. 236.
(19) *Ibid.*, p. 236-237.
(20) C. U.P., no. 34, p. 94 note. ヲヤハ・ヰ・ヱトスルニシテ^レ M. T., no. 114 参照。
(21) C. U.P., no. 43, p. 100-101.
(22) *Ibid.*, no. 42, p. 99-100.
(23) S.S.O.P., p. 50.
(24) Mansi, vol. XXII, col. 238. : Prohibemus etiam, ne quis, postquam intrat claustrum causa religionis, exeat causa eundi ad scholas, sed in clastro, si volerint addiscant.....
(25) C. U.P., no. 44, p. 101-102. オヤハ・ヰ・ヱリスルがオツロコナキヲ禁断していることに言及したこの文書の日付が「」に書かれたのは、その活動がそれ以前より行なわれていたことは明かであるが、HINNE-BUSCH (*op. cit.*, vol. II, p. 37 and note 6) は、その時期を「」に○をつけている。
(26) M-M. DUFEL, *Guillaume de Saint-Amour et la polémique universitaire parisienne*, Paris, 1972, p. 24. Cf. M.T., no. 3.
(27) VICAIRE, *Histoire de saint Dominique*, vol. II, Paris, 1957, p. 232-233.
(28) S.S. O. P., p. 79 ; A. D. MCCXIX, B. Dominicus de Hispania venit Parisius, et in domo predictas. Jacobi conventum XXX fratrum invenit.....
(29) MORTIER, *op. cit.*, p.143. ; Mille frates et amplius manu sua fertur recepisse et habitu induisse, texte cité par BERNARD, *op. cit.*, p. 514.
(30) C. U. P., no. 49, p. 106.
(31) *Ibid.*, no. 52, p. 108-109.
(32) S.S. O. P., p. 18. : (Reginaldus) Erat autem vir opinione magnus, doctus scientia, celebris dignitate, qui

in iure Canonico reixerat Parisius annis quinque.

(33) *Ibid.*, p. 97-98.

(34) BERNARD, *op. cit.*, p. 110-111.

(35) SS. O. P., p. 100 : F. Rolandus Lombardus Cremomensis fuit primus licentiatius Parisius de ordine Praedicatorum. Sub eo [F. Joanne de Sancto Aegidio] incepit praelatus F. Rolandus. しかう大多數の教師がパリ不在のやまかに行なわれたロラン・ド・クレマンスの consortium 入会が正式のものではなかったか疑わしく (RASH-DALL, *op. cit.*, p. 374)°

(36) RASHDALL, *op. cit.*, p. 334 sqq.

(37) MORTIER, *op. cit.*, p. 232, 234. ; BERNARD, *op. cit.*, p. 420-421.

(38) SADET, *op. cit.*, p. 51. MANDONNET, *De l'incorporation*, p. 154.

(39) DUFELL, *op. cit.*, p. 25 にあれば「シヤン・ド・サン・シルは」「迷散」の間パリに残り講義をつづけたため同僚から孤立し、突然マニニコ会に入会したのである。

(40) G. LEFF, *Paris and Oxford Universities in the 13th. and 14th. centuries*, London, 1968, p. 37.

II. パリ大学におけるマニニコ会

(一) マニニコ会の教育組織

マニニコ会の教育組織は、そのヒエラルキーにおいて、上部の教育機関としての Studium generale、下部の教育機関としての各修道院、それらの中間に設けられた管区 Provincia の教育機関としての Studium particulare, Studium artium, Studium naturale によって構成されており、教養課程から神学部に至る段階の教育水準を内包する独自の神学大学の観を呈している⁽⁴¹⁾。このような教育組織の完成は、一三世紀後半から一四世紀初頭にかけて行なわ

れるが、聖ドミニコはすでに、修道会独自の教育組織を作ることに着手していた。

修道士が同時に神学者であることを要求したドミニコ会にとって、恒常的に一定レヴェルの修道士を供給するには、修道会のなかに教育組織を設置し、自足的に修道士を養成するのが有効な方法であった。

ドミニコ会の教育組織を規定した「初期会憲」、とくにその Dist. II は、主に、一二二〇年ボローニアで開催された最初のドミニコ会総会で定められたものである⁽⁴²⁾。

「初期会憲」にみられる教育組織は以下の二点に整理できる。第一には、各修道院が神学校の機能を果たすことになっていたのである。修道院設置条件の一つとして、神学教師 *doctor* が要求されていた⁽⁴³⁾。また、各修道院には神学教師とは別に *magister studentium* がおり、学生を監督するとともに、指導にもあたっていた⁽⁴⁴⁾。修道院長 *prior* は直接修道士の教育に携わることはなかったが、彼らの適性を判断し、*magister studentium* を通じて *dispensatio* を与えるなどし、修道院での教育活動の監督者としての地位にあった⁽⁴⁵⁾。

修道院ではすべての修道士は神学を学ぶことが義務づけられてはいたが、彼ら全員が *studentes* ではなく、彼らは修道士のなかで一つのカテゴリーを形成し⁽⁴⁶⁾、神学部と同様、講義と討論という方法で教育された⁽⁴⁷⁾。

ドミニコ会士が学ぶべきは神学のみであり、*libri gentium et philosophorum* および *seculares scientiae*（つまり法学、医学、さらに自由学 *artes liberales* の勉学は、特別な許可がない限り、禁じられたのである⁽⁴⁸⁾）。

そのほかに、修道士が勉学を行なうための物質的条件、すなわち、教場の配置、勉学のための居室の使用、蔵書を増すための写字生^{コピスト}の設置についても規定がなされている⁽⁴⁹⁾。修道生活において教育活動のために図られた便宜については、すでに述べたところである。

「初期会憲」において定められた教育組織に関して指摘すべき第二点は、ドミニコ会の教育体系の頂点に聖ジャック修道院が置かれたことである。「初期会憲」では、各修道院での神学教育の水準と質の平均化を図るために、学生

を選抜し、中心的な修道院に集めて教育する方法がとり入れられたが、そうしたシステムの頂点に聖ジャック修道院は位置したのである。「初期会憲」の、各管区から三名の修道士が勉学のためパリに派遣されるべし、という規定から理解される如く、聖ジャック修道院は各管区から選抜された学生が送りこまれる場、ドミニコ会のエリート養成所と位置づけられ、最初の *Studium generale* となったのである。このことが、パリ大学の神学教育との連関において構想されたことは、一二二〇年のポローニアでの総会後ほどなく、大学の神学教師ジャン・ド・バラストルが、聖ジャック修道院で教鞭をとるようになることから明らかである。⁽⁵²⁾

以上述べた「初期会憲」にみられるドミニコ会の教育組織は、会の発展、パリ大学への進出によって、修正、整備されることになる。⁽⁵³⁾ 神学を学ぶための基礎課程の整備と管区の教育機関の設置の試みがそれである。

一二四〇年のプロヴァンス管区総会は、入会希望者の学識をよく審査するように、との勧告を行なっているが、それは、修道会の発展と修道士の増加が、一二二〇年の時点で企図した基礎課程修了者のみを受け入れるという段階が過ぎたことを窺わせる。また、ドミニコ会は、パリ大学と直結することによって、パリ大学の神学生が *Faculté des Arts* で学ぶ基礎課程を修道会内で教授する必要が生じたのである。そして、このことは「初期会憲」が原則的に禁じた自由学の勉学を意味したのである。自由学を勉学することの禁令は、一二四〇年代から特免処置によって緩和されていった。一二四一年のプロヴァンス管区総会では、自由学を学ぶ修道士を指名するという形がとられた。また、一二五〇年には、プロヴァンス、スペインの両管区では、特定の修道士を対象とする自由学の講義が認められることになった。⁽⁵⁴⁾ こうした状況の下で、一二四五年ごろから、管区には論理学を教育する *Studium artium*、自然哲学、倫理哲学、形而上学を教育する *Studium naturale* が、幾つかの修道院の持ち回り *combinacio* の形をとって設けられたのである。⁽⁵⁵⁾

これらの教育機関に加えて、プロヴァンス管区には、一二三九年ごろトゥールーズ、モンペリエに管区の神学校で

ある Studium particulare が設置された⁽⁵⁷⁾。現職の神学教師を、修道院長などの役職者に選ばぬよう定めた一二三九年の総会の決議⁽⁵⁸⁾から、神学教師の不足が窺えるが、 Studium particulare の設置はその事態に対処するものであった。と同時に、 Studium particulare は、 Studium generale の予備課程の役割をもつていたのである。 Studium particulare の学生は各修道院段階ですでに選抜されており、彼らはさらに選抜されて、 Studium generale に送られたからである⁽⁵⁹⁾。

(二) ドミニコ会士の大学における地位

これまで述べてきたことから、パリ大学神学部の一部と見なされた聖ジャック修道院の神学生は、そこに至るまで、神学部の他の学生とは別の教育体系をたどってきたのである。従って、この種の神学生が神学教師の座につけば、他の在俗教師とは異質である。何故ならば、一三世紀前半のパリで、神学教師たる者の資格を制限していたロベール・ド・クールソンの規約による在学年限を、彼らは満たしていないからである。

ロベール・ド・クールソンの規約にみられる在学年限の解釈には、多くの問題が残っている。パリで神学を学ぶ者は、まずパリで自由科を学び、その教師の資格を取得したうえで、さらに、実務経験をつまねばならなかった。自由科教師資格取得条件は、年令二一歳以上、自由科の講義を六年以上聴講し、二年以上講義する者でなくてはならない⁽⁶⁰⁾。こうした条件をみたした者に、パリの司教座聖堂付参事会文書局長 cancellarius (以下カンケラリウス) は教授免許を与えた⁽⁶¹⁾。この自由科免許取得者が、神学、法学、医学を学び得たのである。さらに、ロベール・ド・クールソンの規約が課した条件は次の通りであった。「何人もパリにては、その者の年令〔が〕三五歳〔に達する〕以前には、また少なくとも八年間研究し、あるいは scholae にて書物〔の註解〕を忠実に聴講し、さらに学生の前で私講義〔をする〕前に五年間聴講せざる限りは、講義しないこと。」⁽⁶²⁾ (森洋訳)。

この修学規定の解釈は、おおいに争われている。ラッシュドール RASHDALL は、この八年間を五年間の勉学期間と三年の *baccalarius* と解釈した。レフ G. LEFF は、八年間は神学の勉学期間のみを意味し、それに加えて五年の *baccalarius* の期間が必要であると解した。またポール J. PAUL は、八年間は自由科における期間、五年は神学部学生の期間とし、その上に *baccalarius* の期間 (*baccalarius biblicus* と 11 年、*baccalarius sententarius* と 11 年、*baccalarius formatus* と 3 年) を要すると理解している。⁽²²⁾

ロベール・ド・クールソンの規約を以上のように解釈しても、ドミニコ会士のパリにおける自由科教師資格取得の有無は、おおいに疑問視されねばならない。⁽²³⁾ この疑問は、グロリユー P. GLOIREUX の研究や、それが主として依拠した *Scriptores ordinis Predicatorum* の記述を検証することによって、答えられるであらう。グロリユーによれば、一二二九年から一二五二年までに、一二名のドミニコ会士が、パリの神学教師となった。⁽²⁴⁾ そのうち、確実にパリの自由科教師資格を有していた者は四名である。ジャン・ド・サン・ジルは、前述の如く、在俗神学教師として、ドミニコ会に入会した。ユエグ・ド・サン・シェールは入会前に法学教師、神学の *baccalarius* であり、⁽²⁵⁾ ゲリック・ド・サン・カンタン、ローラン・ド・フジエールはいずれも医学教師であった。⁽²⁶⁾ しかも、これら四名が神学教師として活動したのは、一二四〇年代前半までである。同様の考察を、一二七〇年——これは、一二五〇年代の事件の渦中で養成された者が教師職に就いたと仮定される年代である——まで拡げると、ドミニコ会士の神学教師は合計二十六名を数える。パリの自由科教師資格をもっていた可能性があるのは、上記四名を除いて、フローラン・ド・エスダ
ン Florent de Hesdin 唯一人である。⁽²⁷⁾

こうした状態は、見方によっては、ドミニコ会に所属するパリの神学教師が、本質的に、「大学」と無縁であるとする解釈すら生み出す。ラッシュドールは、「universitas」が機能する要件である相互宣誓を「universitas」の構成員が行なう時期を、自由科教師団への *inceptio* の時期であると考え、従って、「上級「学部」の *inceptio* はあら

たに行なわれない可能性があると見なしているのである。⁽²²⁾もしこの仮説を認めるならば、ドミニコ会士である神学教師は、「大学」への *incepio* を行なっていないことになる。

しかも、自由科は、法的には次元のことなる「ナチオ *Natio*」を生み出すことによって、「大学」における主導権を握った。「ナチオ」とは、自由科教師が、その出身地別に結成した団体で、フランス、ピカルディ、ノルマンディ、イングランドの四「ナチオ」があった。⁽²³⁾「学部」としての自由科があり得たとすれば、それはその実体において、「ナチオ」の連合体であつた⁽²⁴⁾、自由化の教育活動とは「ナチオ」のそれにほかならなかった。従つて、上級「学部」の学生である自由科教師有資格者は、上級「学部」の教師となるまでは、自らの属する「ナチオ」の一員でありつづけたのである。⁽²⁵⁾自由科の「大学」における主導権は、さらにその構成員の数に拠つた。レフによれば、パリ大学構成員の三分の二が自由科教師であつた。⁽²⁶⁾また、自由科教師団は、他の「学部」に比して、団体として、はるかによく整備されていたと考えられる。ミショー・カンタン P. MICHAUD-QUANTIN は「universitas」の内部組織の特徴として、規約制定と規約遵守の強制、団体の役職者の選出を基準として挙げたが、自由科教師団は、一二四〇年代には、それらの基準をみたしていたのである。⁽²⁷⁾

神学教師にかぎってみても、ドミニコ会士の教師が、在俗教師と同じ年限をふんできたか否かについて、疑問の余地がある。トマス・アクィナスが、パリの神学教師となるまでの経過がそれを示している。彼は一二四五年から一二四八年までパリで学んだが、その後四年間はケルンにとどまり、一二五二年から四年間をパリの *baccalarius* として過したのち、神学教師となった。⁽²⁸⁾この経歴は、明きらかに在俗の神学教師のそれと異なっているが、同様に詳細な経歴を他のドミニコ会の神学教師について得ることは困難である。従つて、彼らが全員、ロベール・ド・クールソンの規約が規定した修学条件をみたしていなかったとは断定することはできない。しかし、ドミニコ会士にとって、神学教師となつてパリにとどまるのは、修道会の命令にもとづく修道士としての活動の範囲内にとどまり、修道会の命

ずるがままに、その座を移したという推定は可能である。

ロラン・ド・クレモヌが聖ジャック修道院で教鞭をとったのは一年間だけで、その後彼はトゥールーズ、イタリアへと動いた。ジャン・ド・サン・ジルは、ドミニコ会士となって聖ジャック修道院で教えたのは三年間であり、そののちには、トゥールーズ、マインツ、オックスフォードへと座を移したのである。また、ローラン・ド・フジェールは、聖ジャック修道院で学び、トゥールーズで教え、再びパリへもどって教鞭をとった。⁷² こうした経歴のパターンは、ドミニコ会のパリでの神学教師在职期間を必然的に短かいものとした。一二二九年から一二五二年の間の神学教師のおおよその平均在职年数は、在俗教師の年数が一〇・八年ないし一二二年であるのに対し、ドミニコ会士の教師のそれは四・六年である。⁷³ この差は、パリでの教育活動が両者に占める比重の差とも理解し得る。そしてまた、このことは、両者の間に存在したにちがいない、異和感の原因の一つとも考えられるのである。

（三） ドミニコ会の講座獲得とその影響

一二五二年の神学部規約、および一二五四年の「マニフェスト」において、在俗教師は修道士の保持する講座の増加が、「大学」にとって脅威であることを表明した。しかしながら、すでに述べた通り、講座保持数に関して、その「マニフェスト」の記載と実状とは、少なからぬ差がある。

ドミニコ会は、一二二九年にロラン・ド・クレモヌが、一二三〇年にはジャン・ド・サン・ジルが夫々神学講座をもたらし、二講座を得た。そして、いずれの講座も、その後ドミニコ会士が担当することになり、その結果、在俗教師がそれら二講座を担当する可能性は失われたのである。かくして招来された在俗教師の講座の喪失は、それにとどまらなかった。ほとんど同時期に、フランシスコ会が一講座を獲得したのである。一二三一年、在俗神学教師であったアレクサンドル・ド・アレス Alexandre de Halès が、その身分を保ったままフランシスコ会に入会し、彼のも

たらしめた講座は、フランシスコ会士によって継持されていたのである。⁽⁸⁰⁾

一二〇七年に、教皇インノケンチウス三世は、パリの神学教師を八名に制限した。⁽⁸¹⁾ 教師適格者には教授免許が授与されるべきとの教会の政策が、すでに法制化されていたことを考え合わせれば、教皇のこの決定における神学教師の数を講座担当教師 *magister regens* と見なし、それ故、パリの神学講座数が八に制限されたと解することが可能であらう。

この制限にもかかわらず、神学講座数は増加し、一二一八年から一二二一年にかけて四講座を加え、合計一二となつた。⁽⁸²⁾ しかしながら、講座数と教師数との均衡は、カンケラリウスが教授免許賦与を制限することを禁じられていたために生じた教師数の増加によって、恒常的に破られており、この破綻は、一講座に複数の *magistri regentes* を擁したり、教授免許をもちながら講座を担当し得ない者、すなわち *magister non regens* が多数発生するという現象を招来したのである。⁽⁸³⁾ この間に、講座は「株」として機能したと考えられる。⁽⁸⁴⁾ *magister regens* は必ずしも恒常的に講座を運営しているわけではない。彼は、一時的に他の *magister non regens* に彼の講座を賃貸することもあり得た。また、*magister regens* が教師以外の職（例えば、ある教会の参事会員職など）についた場合にも、講座は賃貸の対象となつた。⁽⁸⁵⁾ 「株」としての講座は、講座数と教師数のアンバランスの自己調節の機能をも果したのである。ドミニコ会が二講座を固定化したことは、それらの講座の「株」としての機能を停止させたことを意味した。

ドミニコ会によって先鞭をつけられた修道会による神学講座の固定化は、先に述べたアレクサンドル・ド・アレスの入会によって、フランシスコ会によっても行なわれたのである。

一二五四年の「マニフェスト」は、上記両修道会以外に、シトー会、聖三位一体会、ヴァル・デ・ゼコリエ会、プレモントレ会も神学講座を保持しているかの如く記述しているが、すでに述べたように、修道会系の講座は、ドミニコ会の二講座、フランシスコ会の一講座の三講座のみであった。しかし、これらの修道会に、講座獲得の意図があつ

たことが認められる。

フランススコ会は、一二四〇年代に入ると、第二の講座獲得の試みをはじめた。一二四一年、アレクサンドル・ド・アレスは、彼の講座をジャン・ド・ラ・ロッシェルに譲った。だが、彼はそれによって教育活動から身を退くことなく、*magister non regens* として、すなわち、既存の講座が空席となったり、あるいは講座が新設された場合には、それを担当する資格を保留したまま、フランススコ会修道院内で教鞭をとりつづけた。フランススコ会は、彼の名声を利用して、彼の教育活動を正規の講座へと昇格させようとしたが、カンケラリウスはこれに同意しなかった。この計画は、一二四五年二月のジャン・ド・ラ・ロッシェルの死、同年八月のアレクサンドル・ド・アレスの死によって頓挫した。しかしながら、フランススコ会は、ジャン・ド・ラ・ロッシェルの後任者にウード・リゴーを置き、アレクサンドル・ド・アレスの後任者としてアダム・ド・マーシュ *Adam de Marsh* をパリに招くことによって、その計画遂行の意図を捨てなかった。彼は、オックスフォードのロバート・グロステート *Robert Grosseteste* の下で学び、*facultas ubique docendi* を有していたのである。彼は招聘に応じず、フランススコ会の講座増計画は、結局、成功しなかった。だが、フランススコ会は、その後も執拗に、教皇庁に働きかけたのである。⁽⁸⁷⁾

デュフェイユのこの見解は、彼自身認めているように仮説の域を出ないが、我々がここに見い出さねばならないより重要な事実、パリのフランススコ会修道院には、正規の神学講座とならんで私的な講座があったこと、また、フランススコ会が、ドミニコ会と同様に、教育組織の整備と行なっていたということである。⁽⁸⁸⁾

シトー会は、一二世紀から一三世紀初頭にかけて、南フランスのカタリ派異端を排する任務を与えられたが、その任務遂行にあたり、会士の神学教育の不足を認識し、学問修道会への方向を選ぶことになった。⁽⁸⁹⁾ そのために、一二三一年の総会は、学識ある者のみを修練士として入会させるように勧告し、⁽⁹⁰⁾ 一二三四年の総会は、すべての修道院長に、十分な学識を要求した。⁽⁹¹⁾

一二二七年、クレルヴォー修道院は、マチルド・ド・ガランド Mathilde de Garlande から、彼女がサン・ランドリ Saint-Landry の vicus に所有していた家屋を譲りうけた⁽⁹⁷⁾。この家屋がシトー会のパリにおける教育施設、すなわち Collège Saint-Bernard となるのであるが、それは、二代にわたるクレルヴォー修道院長、エヴラール Eyraud およびエチエンヌ・ド・レキシントン Etienne de Lexington の努力の結果である。エヴラールは、一二三五年、パリにシトー会の教育施設の設置を計画した。一二三七年の総会は、修道士を学生としてパリに派遣するという彼の要請を承認した。同時にこの総会は、学生を世話するために、修道士一人と助修士二人をそこに常置することを決定した⁽⁹⁸⁾。エヴラールの計画は、彼の死によって中断したが、エチエンヌ・ド・レキシントンによって継続されたのである。彼は枢機卿ジャン・トレ Jean Tolet の協力を得、一二四五年一月五日には、教皇インノケンチウス四世から教書を得た。その教書は、直撃で勉学に適する修道士をパリ、あるいはその他の地に、神学習得のために派遣するというクレルヴォー修道院長の提案を認め、それと同時に、同じ権限をシトー会の他の修道院長にも認めたのである⁽⁹⁹⁾。同年九月、インノケンチウス四世は、総会に参集したすべての修道院長に、パリに設けられた神学の Studium を重じること、そこに学んだシトー会士は、その成果をもって、シトー会のみならずキリスト教会全体に益することを命じた⁽⁹⁸⁾。この書簡に呼応する形で、クレルヴォー修道院長の要請によってパリに設置された Studium が、障害なく運営されるべきことを承認したのである⁽⁹⁹⁾。そして、翌一二四六年六月、インノケンチウス四世は、その Studium を保護する教書を発したのである⁽⁹⁷⁾。パリにおけるシトー会の次なる動静は、当然、ドミニコ会やフランシスコ会と同様な、固有の神学講座の獲得に向わざるを得ない。事実、一二五六年、シトー会は、修道会系の第四の講座を獲得するのである⁽⁹⁸⁾。

一二五二年の神学部規約、一二五四年の「マニフェスト」は、修道会系講座の増加に対する在俗教師の危機感のあらわれであるが、これまで述べたところから、その根拠となる状況が存していたと言うことができるであろう。

一方、修道会の進出傾向とは対照的な、在俗教師の退潮傾向が露呈されている。一二四八年の「タルムッド」有害宣告には、その宣告に関与した神学教師として一名の名が列挙されている。その内訳は、ドミニコ会士三名、フランシスコ会士一名、モーの archidiaconus、神学教師の肩書きしかもたない者四名、それにカンケラリウス、司教座聖堂付参事会員一名である。この十一名のうち、最後の二名を除けば、在俗教師は五名にすぎず、それに対して、修道士の神学教師は四名を数えるのである。「タルムッド」有害宣告は、さらに、他の証人 ⁽⁹⁾ alii boni viri の項を設けているが、そこには、五名の自由科教師とならんで、七名のに修道士 *fratres* がいた。

この時期は、同時に、アルベルトゥス・マグヌスがパリで教鞭をとっていた時期でもある。こうした情勢から、一二世紀後半以降、パリの学園⁽¹⁰⁾、教育活動を中心的に担ってきた在俗教師と修道会、とりわけドミニコ会との間に軌轢が存する可能性は十分あった。

【註】

- (41) F.M. POWICKE, *Ways of Medieval Life and Thought*, Boston, 1952. p. 186.
- (42) 前註(13) 参照。
- (43) Dist. II 23. : *Conventus citra numerum duodenarium et sine licentia generalis capituli et sine priore et doctore non mittatur.*
- (44) Dist. II 28. 29.
- (45) Dist. II 29-i, 31-iii, 28-i.
- (46) DUVALL, *op. cit.*, p. 238. その根拠として、物的優遇措置の規定 (Dist. II 29-iii) 'dispense の規定 (Dist. II 29-i, 31-iii) '特別な監督規定 (Dist. II 28-1, 29-ii, 29-iii) を列挙している。
- (47) Dist. I 21-i, Dist. II 28-i, 29-ii.
- (48) Dist. II 28. : *In libris gentium et philosophorum non studeant, etsi ad horam inspiciant. Seculares*

- (15) DOUAI, *op. cit.*, p. 127. ; P. AMARIGIER, Prêcheurs et mentalité universitaire dans la province de Provence au XIII^e siècle, dans *Les Universités du Languedoc au XIII^e siècle*, Toulouse, 1970, p. 134.
- (16) Acta, I, p. 11. : Item. Statuimus quod lectores quandiu possunt officium exercere, in priores conventuales nullatenus eligantur. sed nec in diffinitores nisi forte capitulum fuerit in eadem provincia celebrandum. nec passim in confessionibus occupentur.
- (17) DOUAI, *op. cit.*, p. 128. HINNEBUSCH, *op. cit.*, vol. II, p. 29.
- (18) C. U. P., no. 20. p. 78. Nullus legat Parisius de artibus circa vicesimum primum etatis sue annum, et quod sex annis audierit de artibus ad minus, antequam ad legendum accedat, et quod protestetur se lecturum duobus annis ad minus, nisi rationalis causa intervenierit, quam publice vel coram examinadoribus debebit probare,... など (J. PAUL, *Histoire intellectuelle de l'Occident médiéval*, Paris, 1973, p. 290-291 et 303) のように以上の講義や baccalarius としての講義と解釈している。それ故に彼に従えば、自由科教師となる年齢は十三歳である。
- (19) この点で、教授免許授与の過程を単純化したが、教師たる資格認定と免許授与について、カンケラリウスと自由科教師との間に問題が起った。一二一三年のいわゆる「協約」では、カンケラリウスは、彼が選んだ三名、教師が選んだ三名、計六名から成る審査員の多数が有資格者と認めた自由科免許取得希望者に対して、免許の授与を拒否できなくなった (C. U. P., no. 16, p. 76)。
- (20) C. U. P., no. 20. p. 79. : Circa statum theologorum statuimus, quod nullus Parisius legat circa tricesimum quintum etatis sue annum, et nisi studuerit per octo annos ad minus, et libros fideliter et in scolis audierit, et quinque annis audiat theologiam, antequam privatas lectiones legat publice...
- (21) RASHDAL, *op. cit.*, p. 472., LEFF, *op. cit.*, p. 164-165., PAUL, *op. cit.*, p. 290-291. など(森洋、前掲論文、一五一一―一五二二頁、など)の中。
- (22) Cf. J. VERGER, *Les universités au moyen âge*, Paris, 1973, p. 86.
- (23) M. T., nos. 1-12. など(SS. O. P. の各人に該科の長(ビザン)キモード・ギヤン・Guillaume d'Etampes M. T., no. 9 などの記載がある)。など(ロマン・ヌ・ヌンギス (M. T., no. 1) は自由科教師である)。

アルベール・ド・ベニス (*M.T.*, no. 6) はベニスの学生であった。

- <9> *M.T.*, no 2, *SS. O. P.*, p. 195 : ..., Parisios juvenis venit, emensisque philosophiae ac theologiae studiis, in sacra facultate baccalaureus admissus est, tum et iuri utrique operam dedit, quod et publice docuit.

- <17> ヴェリニ・ド・カン・カンタンドゥルデ' *M.T.*, no 4., 44-45 *SS. O. P.*, p. 114. : F. Guericus. iam aetate maturus, ac emeritus in universitate Parisiensi philosophiae professor, facultatis etiam medicinae doctor,...^o ロートン・ド・シエーヌドゥルデ' *M.T.*, no 7., 44-45 *SS. O. P.*, p. 100. : F. Laurentio de Figeriis sacrae Facultatis Parisiensis magistro, et ante ingressum Ordinem iam doctore medico. p. 241. : Laurentius de Figeriis magister in artibus et in medicina.

- <68> 上記 (9) のせな' *M.T.*, nos. 13-26. 44-45 の人物に該当する *SS. O. P.* の項 (ただし' キョー・ド・メルベク Guillaume de Moerbeke *M.T.*, no. 21' シエーヌ・ド・レヴァー Gérard Reveri *M.T.*, no. 23, シエーヌ・ド・ロン トン Pierre de Conflant *M.T.*, no. 24, キョー・ド・カン・ド・ギンchy *M.T.*, no. 26 など) の記載である。

- <69> RASHDALL, *op. cit.*, p. 325 note 2 and p. 378.

- <70> 「ナチ」に' *P. KIBRE, The Nations in the Medieval Universities*, Cambridge (Mass.), 1948, chapter I and III 44-45 RASHDALL, *op. cit.*, p. 310-322. A.B. COBBAN, *The Medieval Universities*, London, 1975, p. 84 sqq. 44-45を参照。

- <71> VERGER, *op. cit.*, p. 51.

- <72> KIBRE, *op. cit.*, p. 15.

- <73> LEFF, *op. cit.*, p. 52.

- <74> P. MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire au XIII^e siècle, dans *Septième centenaire de la mort de saint Louis, Actes des colloques de Royanmont et de Paris (21-27 mai 1970)*, Paris, 1976, p. 307.

- <75> 一二四五年には' 自由科教師団は' lectiones cursoriae を行なわね日時に關する規約 (*C.U.P.*, no. 137, p. 179) 教場の借用に關する規約 (*C.U.P.*, no. 136, p. 178) を定め' その遵守を構成員に課した。それらの規約におら' 「ナチ」の代表者としての procurator' 全自由科の代表者としての rector を認めることが' (RASHDALL, *op. cit.*,

p. 314, KIBRE, *op. cit.*, p. 65)° 一二四九年の「ナチオ」間の協定 (C.U.P., no. 187, p. 215-216) では——ペリの四「ナチオ」について明確な言及をはじめてなしているのはこの文書である——各「ナチオ」を代表する procurator が rector を選ぶことが規定されていた (G. C. BOYCE, *English-German nations in the University of Paris during the Middle Ages*, Bruges, 1927, p. 26-27 and 41-42.)° 1270年の年をめぐって自由科教師団の長としての rector の地位は確立したとする (LEFF, *op. cit.*, p. 60)° ことに付言すれば、rector は「最終的には」大学全体の長となるのである。

(76) *M.T.*, no. 14.

(77) ロラン・ユ・クレモヌについて *M.T.*, no. 1, シャン・ユ・サン・シルについて *M.T.*, no. 3, ローラン・ユ・フジヤールについて *M.T.*, no. 7.

(78) ユツニコ会に所属する神学教師について *M.T.*, no. 1-12 及び table des maîtres を、在俗教師について *M.T.*, nos. 119, 130, 133, 134, 136-140, 142, 144-147, 149-153, 155-156, 158-159, 162, 164, 166, 及び table des maîtres を参照。

(79) ロラン・ユ・クレモヌの講座は「ユーク・ユ・サン・シヤール」ゴドフロ・ユ・ブレノー Codefroid de Blénau, エチエンヌ・ユ・ヴェネズ Etienne de Venezy, ローラン・ユ・フジヤール「キヨーム・デタンブ」ジャン・ポントラス Jean Pontlasne, ベンノム Bonhomme 及び「ジャン・ユ・サン・シルの講座は「ゲリック・ユ・サン・カンタン」アルベルト・ス・バグヌス」エリー・ブリヤネ Hélie Brunet について記された。

(80) アレクサンデル・ユ・アレスの「ジャン・ユ・ラ・ロシヤン Jean de la Rochelle」ウー・リロー Eudes Rigaud「キヨーム・ユ・メリヤン Guillaume de Meliton, ナヤヤン・ローラが講座を担当した (*M.T.*, nos. 300-304)° 十三世紀のフランスニコ会とパリ大学との関係を扱った研究として有名な J.C. MURPHY, *The Early Franciscan Studium at the University of Paris*, in *Studium Generale*, ed. by L. S. DOMOSKOS - R. J. SCHNEIDER, Notre Dame (Indiana), 1967, p. 159-203 を参照せよ。

(81) C. U. P., no. 5, p. 65: Hac igitur consideratione prudenter inducitur auctoritate presentium firmiter inhiemus, ut Parisius magistrorum theologie numerus octonarium non transcendat, nisi forte multa necessitas vel utilitas hoc exposcat.

- (82) *Ibid.*, intro. no. 12, p. 10.
- (83) DUFELL, *op. cit.*, p. 110. *M.T.*, table des maîtres.
- (84) 神学教授免許は、カンケラリウスが独断で交付する場合で、神学教師の大半が適格者と認定した者に、カンケラリウスが交付せねばならぬ場合の二通りであったからである (C.U.P., no. 16, p. 75-76)。森洋、前掲論文、一四八一—四九頁。
- (85) 森洋、前掲論文、一五〇頁。
- (86) DUFELL, *op. cit.*, p. 110.
- (87) *Ibid.*, p. 5 et 8-9. なお、マフティニは、フランシスコ会の講座要求が、一二五〇年五月三〇日付のインノケンチウス四世の教書の発せられた理由であると述べている。
- (88) *M.T.*, t. II, p. 9.
- (89) J.B. MAHN, *Le pape Benoit XII et les Cisterciens*, Paris, p. 51-52.
- (90) *Statuta selecta capitulorum generalium* [以下 *Statuta* と略記する]、dans *Thesaurus novus anecdotorum*, t. IV, éd. par MARTENE, Paris 1757 (reprint edition, New York, 1968), col. 1353.
- (91) *Ibid.*, col. 1359.
- (92) C.U.P., no. 53, p. 109.
- (93) *Statuta*, col. 1365. ; E. KWANTEN, *Le College Saint-Bernard à Paris, son fondation et ses débuts*, dans *Revue d'Histoire Ecclesiastique*, t. XLIII (1948), p. 446.
- (94) C.U.P., no. 133, p. 175-176.
- (95) *Ibid.*, no. 146, p. 183-184. KWANTEN, *op. cit.*, p. 450-451.
- (96) *Ibid.*, no. 148, p. 185.
- (97) *Ibid.*, no. 157, p. 190-191.
- (98) シュー会の最初の神学講座担当者は、ギ・ユ・ロギース Gui de l'Aumôneである (*M.T.*, no. 360)。
- (99) ここで付言すれば、在俗教師の講座の実質的減少は、ジャン・ド・サン・シルやアレクサンドル・ド・アレスの例の如く、講座担当者たる在俗教師が、その身分とともに修道会に入り、その修道会によって講座が担当されつつけることによって生じる可能性がもっとも強かったのである (DUFELL, *op. cit.*, p. 111)。

(10) C.U.P., no. 178, p. 209-211. 森洋、前掲論文、一五〇頁。

- (11) Richeri Gesta Senoniensis ecclesiae: ... de diffinitione questionum et magistrorum legentium approbatione... nam predicatorum dicebant ab eis questionum diffinitiones debere proferri, quia potior scientia in personis Ordinis ipsorum vigeret... Clerici vero e contra assererant se antiquitus Magistros et definitores habuisse, qui scholarum et scholarium Rectores existerant (M.G.H. SS. t. XXV, p. 328). また、修道会系教師の進出によつて、在俗教師が蒙る不利益として、後者の下で学ぶ学生数の減少をあげることができた。学生数の減少が在俗教師の収入減をもたらしからである。神学教師が報酬をうけることの理論的正当化は、一三世紀中世までになされており、(J. W. BALDWIN, *Masters, Princes and Merchants*, vol. I, Princeton, 1970, p. 126-127, 444) G. POST, *Masters' salaries and Student-fee in the Medieval Universities*, in *Speculum*, VII (1932), p. 181-198) 学生が授業料を払つたことは Robert de Sorbon の記叙 (*De conscientia et De Tribus Dietis*, éd. par F. CHAMBON, Paris, 1902, p. 26: Item nota quod scolares dant precium, et aliquando, expensas et vestes magistris suis) や一二三八年から一二四四年までカンケラリウスであったフーネ・マ・シャーン・マ・ガウtier de Châteaune-Thierry の証言 (Illi qui pro argento diebus dominicis et festiuis legunt... texte cité par C. H. HASKINS, *Studies in Medieval Culture*, 2nd ed., New York, 1965, p. 55, note 6) から明らかである。POST (*op. cit.*, p. 198) はパリの全ての教師は収入の主要な部分を授業料に負っていたと述べているが、その実状についての言及は全く、典拠も明示していない。とりわけ神学教師については、彼らの多くが教会の役職についたことを考慮する必要がある。いずれにせよ、修道会系神学教師が住居、食事、教場等を保証されていたのに対し、在俗教師はそれらを自らの手で維持せねばならず、それ故、学生からの報酬に頼る度合いは、彼らの生計は不安定であったであろう (Cf. P. MICHAUD-QUANTIN, *Le droit universitaire dans le conflit parisien de 1252-1257*, dans *Studia Gratiana*, VIII, 1962, p. 583 note)。そして、一二四八年の「タルムッド」有害宣告に関連した在俗神学教師五名のうち、四名までが教会役職者の肩書きを有していなかったことに、留意する必要があるのではあるまいか。なお、在俗教師が学生から報酬を得ていたのに対し、修道会系教師が無償で、生活のためにはなく教えたことをもって、両者の意識の差異とみなす見解もある (J. LE GOFF, *Les intellectuels au moyen âge*, Paris, 1957, p. 110, 444) VERGER,

結　　ひ

これまでの考察から、以下の如き結論が導き出される。

学問活動を修道会の活動にとって不可欠な要件としたドミニコ会は、その草創期よりパリに進出し、パリ大学と密接な関係をもった。他方、同修道会は、固有の教育組織の形成にむかい、聖ジャック修道院をその頂点に置いたのである。

一二二九年——一二三〇年以降、ドミニコ会はパリの二つの神学講座を獲得し、その結果、「大学」との間に緊密な関係が生じることになった。修道会独自の教育組織において養成され、その頂点に位置したパリ大学の神学教師となつたドミニコ会士は、パリで自由科を習得することなくその地位に就いたことによって、「大学」において変則的な存在であり、また、「神学部」にあいても、他の在俗教師とは異質な存在となつたのである。

ドミニコ会の神学講座獲得は、直ちにフランシスコ会の追隨するところとなり、シトー会も同じ方向に動いた。こうした修道会の神学講座増の傾向は、在俗神学教師の退潮傾向と重なり、後者に圧迫感を与えたと考えられる。

一二五二年、一二五三年の問題点は、このように、一二二九年からすでに醸成されはじめていたのである。在俗教師と托鉢修道会の間に、いわば潜在していた異和感は、一二五〇年五月三〇日付のインノケンチウス四世の教書がインパクトとなつて顕在化した。この教書は、パリのカンケラリウスに宛られた。これによつて教皇は、神学教師たるに相応しい修道士に、その者の希望の有無にかかわらず、神学教授免許を与えるよう命じている。⁽¹⁰²⁾このことは、在俗教師が教授免許賦与に関して有していたカンケラリウスに対する諮問権の無視と、修道会所属教師の増加の可能性と

を意味する。

在俗神学教師は——フンベルトウス・デ・ロマニスの言によれば秘密裡に⁽¹⁰³⁾——、一二五二年二月、学部規約を制定し、修道会所属講座を制限するとともに、上述の諮問権を主張して、起こり得る事態に対応した。

一二五三年の事件は、托鉢修道会系の神学教師が、もはや「大学」の変則的な構成員であるのではなく、大学構成員ではないことを示したと言えよう。その事実を、彼らが「大学」より追放されたことが明示しているのである。⁽¹⁰⁵⁾

一二五三年以降のパリ大学と托鉢修道会の対立・抗争事件が、共同体としての大学の本質に係るものであり、それが、托鉢修道会論、教会論に波及することは、本稿の冒頭において言及したところであるが、それらの問題の検討は、次稿にゆずりたい。

【註】

(102) C. U. P., no. 191, p. 219. : ...mandamus, quatinus eos, quos secundum formam tibi a supradicta (apostolica) sede concessam dignos reperiatis, cum petitio huiusmodi neminem dignorem efficiat, licentiam ipsam, etsi non petatur ab ipsis, sine difficultate aliqua largiaris.

(103) *Ibid.*, no. 273, p. 310.

(104) Cf. P. MICHAUD-QUANTIN, *Le droit universitaire dans le conflit parisien de 1252-1257*, p. 582.

(105) C. U. P., no. 222, p. 247.

(一九七八年十月二十五日脱稿)

〔付記〕一、本稿執筆にさいし、九州大学教授森洋先生から貴重なご助言、ご教示を頂いた。ここに謝意を表したい。

一、本稿印刷中、田中峰雄氏の論考「形成期のパリ大学と托鉢修道会」(會田雄二・中村賢二郎編『知識人層と社会』、九三—一六四頁)を閲読する機会を得、多くの知見を得たが、いくつかの点で見解を異にするところもあり、それらについては、次稿以下において私見を述べたい。

**La querelle des Ordres mendiants et des maîtres séculiers
à l'Université de Paris—Etude du problème de
l'incorporation des Dominicains à l'Université**

Makoto OSHIMA

パリ大学における托鉢修道会問題（大嶋）

La querelle entre les Mendians (ici, spécialement Dominicains et Franciscains) et les maîtres séculiers a remué l'Université de Paris dans les années 1250. Le présent article a pour but de mettre en lumière les relations de ces deux partis pour la période antérieure à la querelle.

L'opposition des maîtres séculiers et des maîtres mendiants s'est manifestée pour la première fois par la promulgation en 1252 du statut de la Faculté de théologie, dont un des buts était de limiter l'accession des réguliers à une chaire magistrale. On peut l'expliquer comme une expression de crainte des maîtres séculiers à l'égard de l'expansion des Mendians à l'Université de Paris. L'opposition est entrée dans un état critique en 1253 parce que les maîtres mendiants ont refusé de participer à la grève décidée par l'Université. La question est alors de savoir s'ils sont de vrais membres de l'Université, car ils n'ont pas suivi son ordre de grève. Ce sont les deux problèmes que nous trouvons au moment de l'apparition de la querelle.

L'Ordre dominicain qui reconnaissait la nécessité de l'étude pour accomplir les buts de sa fondation est venu s'installer à Paris dès 1217, et a pris contact étroit avec l'Université de Paris. D'autre part, l'Ordre de saint Dominique, comme l'ont montré ses Constitutions primitives, a introduit l'étude dans la vie quotidienne des frères et a établi sa propre organisation des études. De plus, le couvent Saint-Jacques de Paris s'est placé au sommet du système scolaire de l'Ordre.

Les Dominicains, ayant, dès les années 1229-1230, acquis deux chaires magistrales de théologie, ont été incorporés à l'Université, puisque l'enseignement donné à Saint-Jacques a été considéré comme identique à celui de l'Université. Mais cela a engendré une situation où se sont opposés les maîtres séculiers et les maîtres dominicains. Quand les maîtres dominicains

formés suivant l'organisation propre de l'Ordre sont devenus maîtres de théologie à Paris, ils ont été considérés comme intrus, parce qu'ils n'étaient pas passés par la Faculté des Arts qui était une organisation de bade de l'Université. L'opposition des maîtres de théologie tenait peut-être au fait qu'ils n'avaient pas satisfait la scolarité imposée aux maîtres séculiers, et qu'ils restaient essentiellement membres de l'Ordre avant d'être maîtres de l'Université.

L'acquisition des chaires par les Dominicains a causé non seulement la réduction du nombre des chaires tenues par les séculiers, mais a fait aussi arrêter le fonctionnement du circuit commercial lié à une chaire et le fonctionnement d'auto-ajustement du déséquilibre du nombre de chaire et celui de maîtres. Les Franciscains ont suivi l'exemple des Dominicains, et ils envisageaient d'avoir une deuxième chaire dans les années 1240. Les Cisterciens, eux aussi, étaient sur le point d'en avoir une. Parallèlement à cette situation, on pourrait constater que le nomdre des maîtres séculiers et leurs activités scientifiques déclinaient.

L'entrée et l'action des Mendiants, commencées par les Dominicains, n'ont apporté aucun avantage aux maîtres séculiers de l'Université de Paris. Cela nous permet de signaler qu'ils devaient concevoir une antipathie contre les maîtres mendiants, et que l'opposition des deux partis existait sous une forme latente avant la manifestation de la querelle. Et un décret d'Innocent IV de 1250, qui aurait permis d'augmenter le nombre des maîtres religieux, a fini par pousser les maîtres séculiers à exprimer leur mécontentement contre ceux-là.